

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（国土交通省）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除			
税目（条文番号）	所得税（租税特別措置法 34 の 2 II ⑥）			
見直しの内容	<p>租税特別措置法第 34 条の 2 第 2 項第 6 号において、 「法律で定める特定住宅造成事業等（空港周辺整備計画）が定められた第一種区域内にある土地等を、当該計画に係る事業の用に供するために地方公共団体に買い取られる場合、1,500 万円を限度として、その譲渡益を控除することを認める。」</p> <p>と定められているが、この法律で定める特定住宅地造成事業等から空港周辺整備計画を削除する。</p> <table border="1" data-bbox="1013 1025 1492 1117"> <tr> <td data-bbox="1013 1025 1220 1117">増収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1224 1025 1492 1117">0 百万円</td> </tr> </table>		増収見込額 （平年度）	0 百万円
増収見込額 （平年度）	0 百万円			
廃止又は縮減の理由	<p>空港周辺整備計画に基づく事業の用に供するために、第一種区域内にある土地等を地方公共団体が取得することは今後予定されておらず、廃止しても問題ない。</p> <p>直近 3 年間の実績 0 件（今後も予定なし）</p>			